

快適な暮らしを守る

# 下水道事業にご理解ご協力を

下水道事業は、公共水域の水質保全を図り、生活環境の向上を目的に、皆さんの貴重な税金を財源に進められています。

下水道が使用できる区域にお住まいの方で、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

## 供用開始区域の拡大へ

平成28年度に旭町上條南割地内の一部で行われた下水道工事は、3月末をもって完了し、供用が開始されました。今回の工事により公共汚水マスを設置された方は、4月から新たに下水道への接続をしていただくことにより、下水道を使用することができるようになりました。

## 供用開始区域に下水道が使用できる土地をお持ちの方

受益者負担金がかかりますので、4月中旬に、申告書を送付します。ご確認いただき申請をお願いします。

## 宅内排水設備接続の方法

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店

は市に提出する必要書類の作成、届出などの手続きを代行します。指定工事店の一覧は下水道担当及び市ホームページでご確認ください。なお、工事費は個人負担となります。

## 各種補助事業のご活用を

- 排水設備工事融資あっせん
  - ①融資あっせん額
    - 排水設備工事
      - 資金100万円以内
    - ②利子補給
      - 市が3%以内の利子補給
    - ③償還方法
      - 融資を受けた日から3年内毎月元金均等償還
    - ④融資あっせん条件
      - ※処理区域内に居住していること。
      - ※市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

【表1】下水道排水設備設置費補助金 (一般家庭用のみ)

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (H29年4月供用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (H28年4月供用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (H27年4月供用開始)	3万円

【表2】合併処理浄化槽設置促進事業補助金

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

下水道使用料(平成29年4月から) (月額・消費税込)

種類	排水量(1月につき)	現行料金	改定後	改定幅
一般用	10㎡まで(基本料金)	756円	945円	189円
	11㎡～30㎡ (1㎡あたり)	91.8円	114円	22.2円
	31㎡～50㎡ (1㎡あたり)	108円	135円	27円
	51㎡以上(1㎡あたり)	124.2円	155円	30.8円
公衆浴場用	10㎡まで(基本料金)	1,080円	1,350円	270円
	10㎡以上(1㎡あたり)	108円	135円	27円
臨時用	1㎡以上(1㎡あたり)	108円	135円	27円

## ●下水道排水設備費補助金

下水道処理区域内において平成13年4月1日以降に設置届を提出し、合併処理浄化槽を設置した方で、下水道排水設備工事を行う場合、補助金の額は【表1】のとおりです。

## ●合併処理浄化槽設置促進事業補助金

下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に工事費の一部を補助します。

なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に取り替えの場合も補助対象となります。

## ■補助対象区域

穂坂、中田、穴山、円野、清哲、神山の全域。

※これに該当しない区域でも、

下水道区域外等補助対象となる場合があります。

## ■補助額 【表2】を参照

※【表2】と浄化槽の設置費用の4割のいずれか低い方の額

※申請受付は予算額に達した時点で終了します。

## 4月1日から下水道使用料が変わります

下水道は市民が健康で文化的な生活を営んで行くために欠くことのできない重要な都市施設であり、清潔で快適な生活環境ときれいな水辺環境を守る目的のため、大きな役割を果たしています。

市は公共下水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、4月1日からの使用水量(排水量)分から、下水道

使用料を平均24.5パーセント引き上げることになりましたので、お知らせします。安定した下水道事業の運営にご理解とご協力をお願いします。

## ■申し込み・問い合わせ

下水道課 下水道担当  
(内線613・614)